

8-7 自主防災組織の活動想定モデル

出典：名古屋の防火&防災

地震発生!

自主防災組織の活動想定モデル（例）

地震発生時には、どのような活動をすればいいの？

地震発生後は、避難対象地区、避難対象地区以外の地域とも基本的には、ほぼ同じ活動を行います。

時間経過	地震発生	約1分後	約5分後	約10分後	約30分後	数日後
自主防災組織の現地本部	活動の内容					
	(警戒宣言により、すでに自主防災組織の現地本部が設置されている場合)					
	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助地区本部との連絡調整 各班の調整及び指導 					
	(突然地震が発生した場合)					
	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の現地本部設置 災害救助地区本部との連絡調整 各班の調整及び指導 					
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 会長の指示を各班に伝達する。 正確な状況と情報を周知し、パニック防止を呼びかける。 					
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭に火の始末と取扱いの注意を呼びかける。 消火器、水バケツなどにより初期消火を実施する。 					
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者を助け出し、応急手当を行う。 避難する場合は、負傷者の搬送を行う。 					
避難誘導班	(避難が必要な場合)					
	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所へ誘導する。 高齢者など介護が必要な方への支援を行う。 					
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> 救助物資の配分に協力 給食給水活動 					
状況の想定	建物の倒壊	負傷者の発生	同時多発火災	消火活動	情報収集	救出救護活動
						大規模火災の恐れ(避難が必要となる)
						救援物資配給

(注) これらの表は、おおまかな想定モデルであって、現実には、地域や被害の状況に応じて活動する必要があります。

●各班の調整及び指導を行います。

必要な場合の会長代行の指名や、各班の活動内容の確認及び消火活動・救出活動等に人手が足りない場合や本来の活動に従事する必要がないときは、他班を応援するなどの調整と確認、指導などを行います。

●最終的には、災害時要援護者を含めた町内住民全員の状況を把握し避難所に避難します。

実際の災害の場合には、避難場所へ避難する人と、自宅などで待機する人などに分かれることが想定されます。

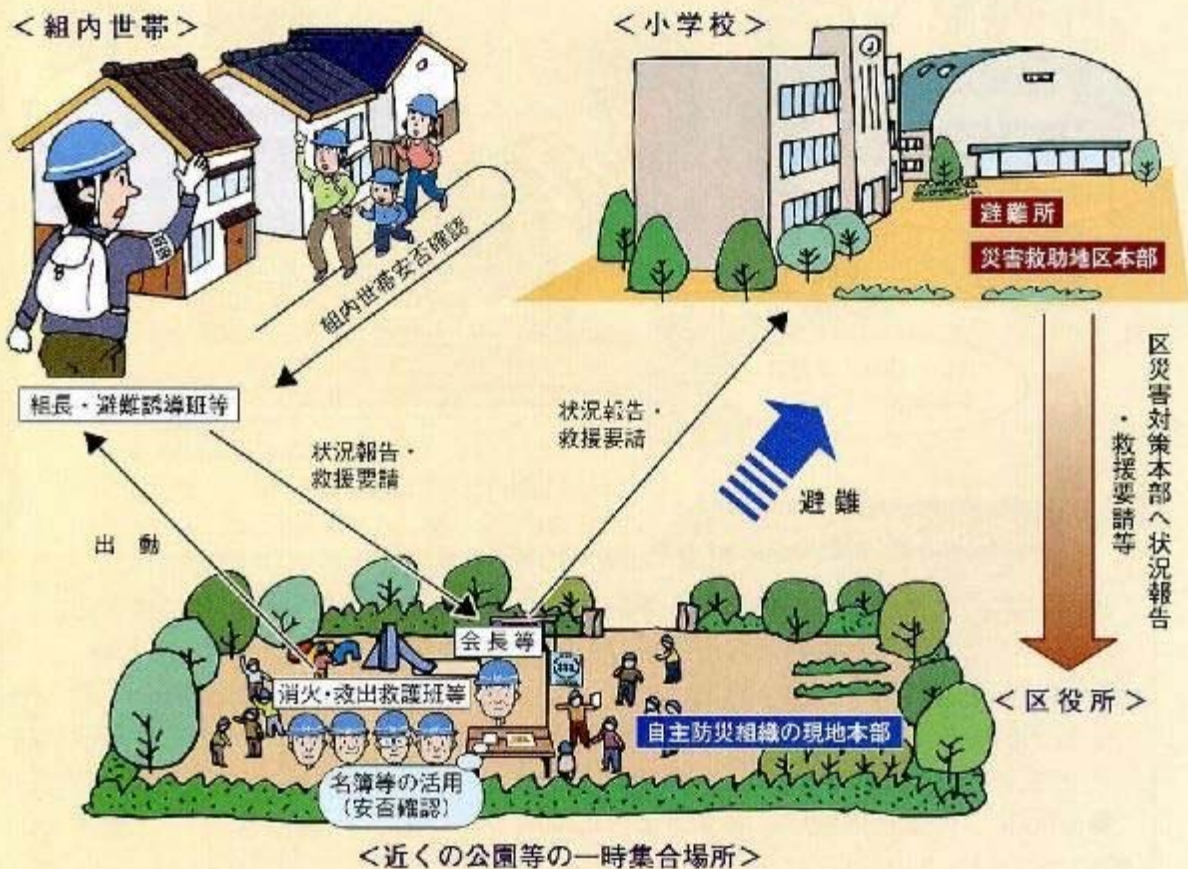
自宅で待機する人は、備蓄品の確認や、家具の転倒防止、落下物の整理等の余震に備えた準備を行います。

避難をする人は、非常持出品の携行、ガス、電気の遮断等を行ってから現地本部に一時集合し集団で避難します。

●災害救助地区本部（小学校）との連絡調整

自主防災組織の現地本部へ、火災発生場所、家屋倒壊場所、けが人の発生状況等の情報が町内住民から報告されます。これらの情報をまとめ、災害救助地区本部へ報告します。

また、応援が必要な場合は、災害救助地区本部に他の自主防災組織などからの協力を依頼することも考えられます。



8-8 名古屋市の木造住宅の耐震化支援制度(平成 28 年 3 月末時点)

①木造住宅無料耐震診断

対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅（2 階建て以下）

申込方法：申請書に必要事項を記入し、名古屋市住宅都市局耐震化支援室へ郵送または FAX

②木造住宅耐震改修助成

対象住宅：名古屋市の耐震診断を受けた結果、判定値が 0.7 未満の場合

助成金額

住宅の利用形態	一般世帯	非課税世帯
戸建て住宅	耐震改修費の 1/2 かつ 最大 90 万円	耐震改修費の 3/4 かつ 最大 135 万円
共同住宅・長屋	耐震改修費の 1/2 かつ 最大(90×戸数)万円	耐震改修費の 3/4 かつ 最大(135×戸数)万円

③耐震シェルター、防災ベッドの設置助成

対象住宅：名古屋市の耐震診断を受けた結果、判定値が 0.7 未満の場合

次のいずれかの方が居住している世帯

- ・ 申請時点で 65 歳以上の方
- ・ 障害がある方

補助金額：住戸あたり補助対象経費の 1/2 以内で最大 20 万円

(例)耐震シェルター



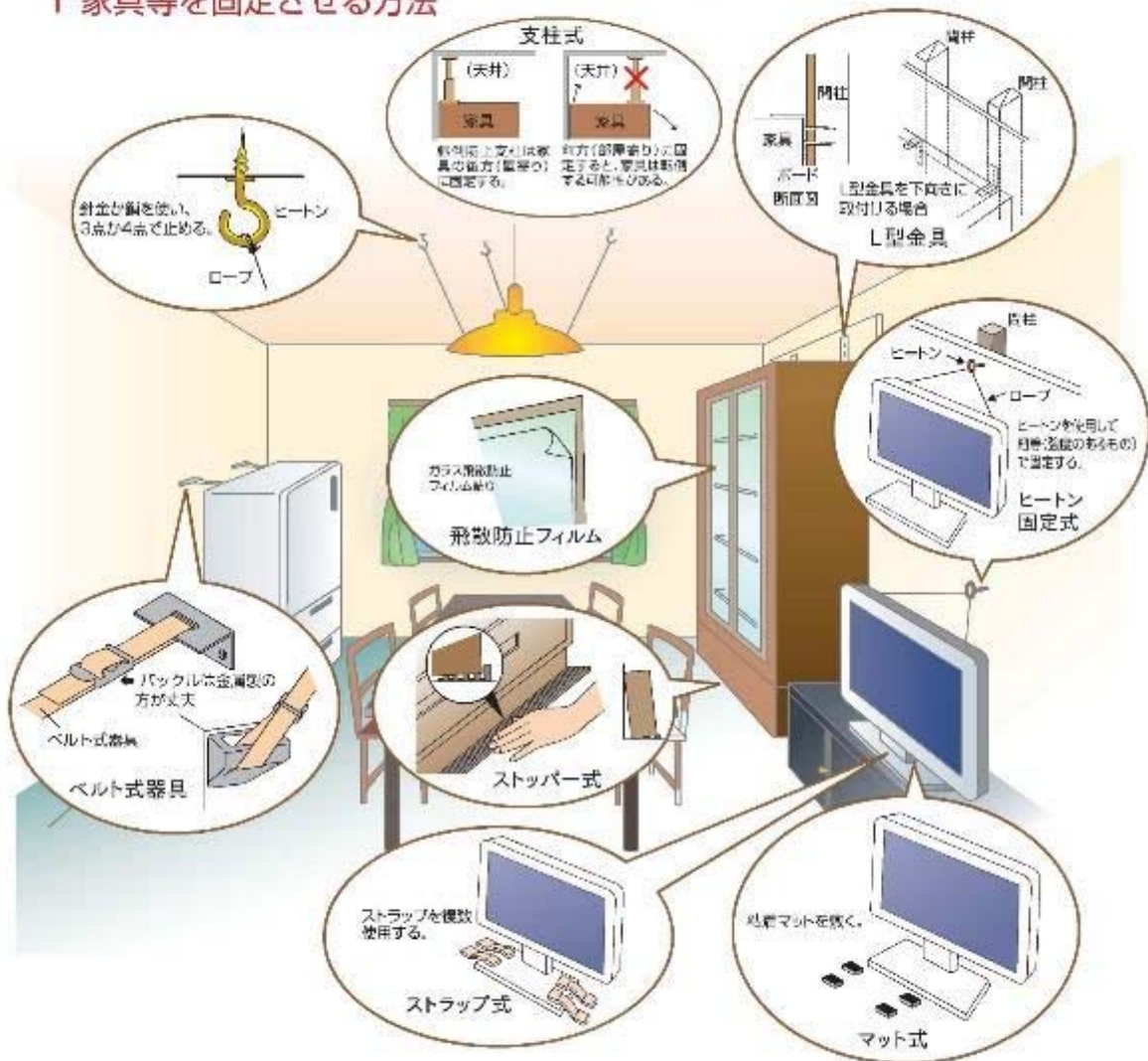
防災ベッド



8-9 家具転倒防止対策の方法

家具、家電、壁の形態ごとの転倒防止策

1 家具等を固定させる方法



就寝位置や出入口と家具との関係

就寝位置は家具の制方がよい。
(家具を置く場合)

台の上に置けたテレビやパソコンなどは飛び出す可能性があるため、就寝位置、特に横の位置には注意。

出入口付近に家具を置くと、家具の移動や転倒、あるいは収納物の散乱などによって、避難路が妨げられることがあるので、なるべく家具を置かない方がよい。

※スペースに余裕があれば寝室などには家具を置かず、安心できる部屋としましょう。

その他の転倒防止などの方法

(照明器具)
針金が鎖を使い、3点が4点で止める

収納用ロープ

※家具の上などに物が置いてあると家具の転倒と同様にケガや避難の障害になります。家具の上などへ物を置かないか、落ちないようにしておきましょう。

8-10 備蓄・非常持出品について

地震が発生した場合、道路などが被害を受けると、食料などが流通するまでに数日かかると予想されます。日頃からの備蓄として、おおむね7日分程度を備えましょう。また、避難する場合は、3日分程度を非常持ち出し品として持参しましょう。

<非常持ち出し品の例>

ポイント1 リュックサックに入れるなど両手が使えるようにしましょう。
 ポイント2 常備薬やメガネの予備、入れ歯なども忘れずに準備しましょう。

食料品関係

飲料水（一人1日3ℓ必要）
 乾パンやクラッカー
 レトルト食品・缶詰
 （はし・スプーン・缶切り・ナイフも忘れずに）
 調味料・粉ミルク・ほ乳びん
 キッチン用ラップ
 （汚れた皿にかぶせて使える）
 紙コップ・紙皿



防災用品

携帯ラジオ・帽子
 ヘルメット・防災ずきん
 ロープやノコギリ、パール
 などの工具
 （人命救助・倒壊家屋の除去に役立ちます）
 笛
 （倒壊家屋に閉じ込められたときに
 自分の場所を知らせるため）
 軍手・防塵マスク・バケツ

貴重品

現金（小銭も必要）
 ※預金通帳や有価証券の写し
 ※健康保険証や免許証の写し
 認印・印鑑
 カード類
 ※日印は、写しを入れておき、
 避難するとき余裕があれば
 実物を持ち出しましょう。



燃料及び照明器具

カセットコンロ（予備用ガス
 ボンベ）・マッチ・ライター
 懐中電灯（予備用電池）
 ローソク・なべ（コッヘル）

衣類関係

下着（家族分）
 衣類（長袖のもの）
 雨具・タオル・毛布
 寝袋



医療用品

三角巾・包帯・ガーゼ
 消毒薬・ティッシュペーパー
 ウエットティッシュ
 紙おむつ・生理用品・脱脂綿
 ドライシャンプー
 携帯トイレ

乾パンやアルファ化米など防災用非常食を何日分も備えるのは大変です。食品を日頃から少し多めに備え、毎日の食事に取り入れながら、いざというときに備えると、賞味期限切れを防ぐことができます。（ローリングストック法）また、災害が発生したからといって非常食を食べないといけないわけではありません。冷蔵庫の中身から食べていき、その後消費期限が長い乾麺や缶詰などの非常食を食べることで、長く持たせることもできます。

乳児がいる家庭は粉ミルク、アレルギーを持つ人がいる家庭はアレルギー対応食品など、家庭ごとに必要なものがあります。家族で話し合っ、必要なものを備えておきましょう。

8-11 助け合いの仕組みづくり

- ・ 災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から「いざとなったらお互いに助け合う」、「お互い様」という共助の意識を日頃から持つことが大切です。例えば、地震発生時に自分は他人を助けようと常々心がけていても、いざとなったら家がくずれ、逆に助けられることもあります。
- ・ 災害発生時にだれがだれを助けることになるのかは、起こってみないと分からないので、災害発生時には、お互いに助け合うという意識を持ち、いざというときに連携が取れるよう、日頃から隣近所と顔の見える関係「顔の見える関係“絆”づくり」が必要です。
- ・ 平成27年度学区防災アンケート結果によれば、約20%の人が自力避難は困難で、約半数は支援者がいないという回答でした。自力避難が困難な人たちを手助けする仕組みづくりが必要です。
- ・ 星崎学区では、災害時要援護者からの手上げ方式により、町内会長に申請書及び同意書を提出していただき、町内ごとに個別支援計画書を作成することにしています。
- ・ 災害時要援護者には、それぞれ支援者が選ばれます。災害時要援護者の希望する支援内容は、本人の状況や住宅環境によりまちまちであり、特に障害のある方など個別の対応が必要な場合もあり、日ごろからの情報共有や学習の場を提供していくことも必要です。
- ・ 災害時要援護者支援の仕組みが広がることにより、日ごろからの顔の見える関係ができ、日常生活上の困りごとなどの情報共有にもつながり、「助け合い（支えあい）の仕組みづくり」につながることも期待できます。
- ・ 手上げ方式による支援が定着した後は、行政から提供される「避難行動要支援者名簿」による住民情報と照らし合わせるなど、漏れのない仕組みとしていきます。



助け合いの仕組みづくり手順書

※手順1 町内への周知、調査

「助け合いの仕組みづくり」について回覧資料を組回覧し、手上げ方式により把握する。前年度に既に手上げしている方については、電話等で変更がないかを確認する。変更のある方や、新たに手を上げた方に「災害時要援護者（新規・変更・取消）登録申請書」を配布する。

※手順2 登録受け付け

封書として組長経由又は直接町内会長に提出された「災害時要援護者（新規・変更・取消）登録申請書」を、記入例を参考に記入漏れなどが無いことを確認する。

外部団体からの「知的障がい者災害時要援護者登録名簿」等も登録申請書として受け付ける。

電話等で変更が無いことが確認できた場合は、登録申請書の下段空白部に「平成〇〇年度変更なし」と手書き、記録する。【記入例参照】

※手順3 個別支援計画の作成

手上げた災害時要援護者に対して、どのような支援をするのか、だれが支援するのかを決めた上で、災害時要援護者及び各支援者に計画書の写しを配布し、計画内容を周知する。

尚、行政（区役所）より「避難行動要支援者名簿」の提供を受けた場合は、区役所にも写しを1部配布する。

本個別計画書は毎年見直しすることとし、支援内容や支援者の変更が無い場合は、計画書下段空白部に「平成〇〇年度変更なし」と手書き、記録する。【記入例参照】

※手順4 一覧表作成

手順3で作成した「個別支援計画」に基づき、「災害時要援護者・支援者一覧表」を作成し、写しを学区会長に提出する。

※手順5 避難訓練

自主防災訓練時に、安否確認などの支援内容についての模擬訓練などを実施する。

※手順6 仕組みの見直し

この手順による仕組みの見直し（一覧表等のメンテナンス）を、1回/年以上実施する。

災害時要援護者（新規・変更・取消）登録申請書

申請日 平成 年 月 日

星崎学区連絡協議会 殿

<同意書>私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、登録することを希望します。また、私が届け出た下記の個人情報に災害対応の目的で、星崎学区連絡協議会が星崎学区防災安心まちづくり委員会、および南区役所、南消防署、南区社会福祉協議会、星崎学区民生委員・児童委員協議会、自治会、町内会、星崎消防団に提供することを承諾します。また、登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ます。

- * この情報は、災害時の支援活動及び更新調査以外に使用することはありません。
- * 太枠部分の情報は、災害時の支援活動のため、事前に上記の支援者に提供します。
- * 災害の規模、大きさ等により、必ずしも支援者が支援に伺うとは限りませんので承知願います。

フリガナ				性別	男	女
氏名				血液型	A	B
生年月日	・明治 ・大正 ・昭和 ・平成 年 月 日 () 歳				AB	O
住所	南区					
(アパート、部屋番号)	アパートなどの名称： () 部屋番号 ()					
連絡先	自宅電話番号					
	携帯電話番号					
申請理由	(該当する番号に○印をつけてください。) 1. 65歳以上で一人暮らし 2. 寝たきり等で自力歩行が困難 3. 心身などに障がいがある () 内の該当する障がいを○で囲んでください (a 視覚・b 聴覚・c 言語・d 肢体不自由・e 精神・f 知的・g 発達・h 自閉症・i その他) 4. その他の障がい等 ()					
特記事項 (任意)	<支援を受ける場合に、特に伝えたいことがあれば記入してください。別紙添付でも可>					
町内名 (組)			担当民生委員名			
家族構成・同居状況						
緊急時の 連絡先 (あれば記入ください)	氏名		続柄	電話番号(携帯電話番号でも可)		

- * 登録内容が変更になった場合や、登録の必要がなくなった場合は町内会長へご連絡ください。
- * 登録内容について、登録された方の情報を更新するために災害時要援護者台帳との照合を行います。
- * この登録申請書は、個人情報を含みますので、封書として組長経由又は直接町内会長に提出願います。
- * この登録申請書は、申請理由発生時に適宜提出願います。 (H. 28. 6)

個別支援計画

作成	年	月	町内会名	町内会	組
住所	名古屋市南区			性別	男・女
ふりがな				世帯主氏名	
氏名				電話番号	
生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	歳
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名			続柄 ()	電話番号
	住所				
	氏名			続柄 ()	電話番号
	住所				
避難場所等情報 ※位置・経路・ 注意すべき事項など					
希望する支援の内容（複数選択可）					
<input type="checkbox"/> 安否確認					
<input type="checkbox"/> 安全な場所への避難誘導					
<input type="checkbox"/> 避難勧告等の情報の伝達					
<input type="checkbox"/> その他					
避難 支援者	氏名				電話番号
	住所				
	氏名				電話番号
	住所				
	氏名				電話番号
	住所				

(H. 28. 6)

全世帯の意見 重ねた地区計画

防災意識「継続性保てる」

南区・星崎学区

地区防災計画のモデル地区の一つ、名古屋市中南区の星崎学区（小学校区）は昨年八月、作成に向けて動き始めた。今月末に完成予定で、政令市では初となる。●面参照

地区防災計画のモデル地区の一つ、名古屋市中南区の星崎学区（小学校区）は昨年八月、作成に向けて動き始めた。今月末に完成予定で、政令市では初となる。●面参照



防災対策を検証した避難訓練の結果を報告する。星崎学区の住民らによる防災訓練の様子。

口約六千人。十一町内会で構成されるが、各会長は二年で交代することが多く、防災の取り組みの継続性が課題だった。荒川浩・学区連絡協議会会長は「計画の意義を、役員が交代しても、非常時への備えで継続性を保てる」と話

学区は海拔一五メートル以下あり、津波や河川氾濫の浸水が想定されるが、避難する高層ビルがない。このため計画では安全な避難ルートの確保に力を入れる。

計画作りでは最初に、全世帯へアンケートを実施。半数以上が「安全確認方法や避難先を家族で決めていない」と回答し、四割以上が「避難を支援してくれる人がいない」と答えた。



この結果を踏まえ、十一町内会を「津波の危険性が高い」「住宅が密集し火災延焼の危険がある」など、特性によって五グループに分けて課題を抽出。「避難場所が狭い」ため、別に一時避難場所を設ける。「要援護者の居場所」を町内会などが目星から把握するなどの対策をまとめた。

対策の有効性を検証するため、グループごとに訓練を実施。「安全なはずの避難ルートが、実はブロック塀が倒れそうで危険」などの意見が出た。こうした声も計画に反映させる。

計画作成に参加する星崎消防団長の早川典夫さん（仮名）は「行政のトップダウンではなく、住民意見を積み上げるボトムアップが基本」と話す。

（室木泰成）

